

鴨川市電気自動車用充電器の利用に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第59号

鴨川市電気自動車用充電器の利用に関する要綱の一部を改正する告示

鴨川市電気自動車用充電器の利用に関する要綱（令和8年鴨川市告示第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「利用日及び」を削り、同条第1項を次のように改める。

充電器の1回当たりの利用時間は、60分以内とする。

第4条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。